

愛西市青少年問題協議会次第

日 時 令和3年7月20日(火)
午後2時～
場 所 文化会館 第2会議室

1. あいさつ
2. 委嘱状の交付
3. 会長・副会長の選任について
 - ・会長 日永 貴章
 - ・副会長 _____
4. 協議事項
 - ・令和3年度事業計画(案)について
5. 情報交換

令和3年度 愛西市青少年問題協議会委員名簿

1 愛西市青少年問題協議会委員

| | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------|--------|--------|
| 会長 | 1 愛西市長 | 日永 貴章 | |
| | 2 愛西市教育委員会 教育長 | 平尾 理 | |
| | 3 愛西市民生・児童委員協議会長 | 横井 三千雄 | |
| | 4 愛西市保護司会長 | 柴田 聰 | |
| | 5 愛西市人権擁護委員会会長 | 若山 壽雄 | |
| | 6 愛西市婦人会長 | 松永 恵美子 | |
| | 7 愛西市子ども会連絡協議会長 | 名倉 亨 | |
| | 8 愛西市保育園代表 | 榎本 直子 | 佐織保育園 |
| | 9 愛西市小学校長代表 | 服部 聡宏 | 八輪小学校 |
| | 10 愛西市中学校長代表 | 横井 孝之 | 立田中学校 |
| | 11 愛西市小中学校PTA連絡協議会 | 池口 正記 | 佐屋小学校 |
| | 12 愛西市小中学校PTA連絡協議会 | 須貝 昌治 | 開治小学校 |
| | 13 愛西市小中学校PTA連絡協議会 | 宇佐美 匡広 | 北河田小学校 |
| | 14 愛西地区少年補導委員連絡協議会 | 後藤 和巳 | |

2 青少年育成推進地方関係機関

| | | | |
|----|----------------------|-------|--|
| 15 | 海部県民事務所次長 兼 県民防災安全課長 | 藤井 勲 | |
| 16 | 津島警察署 生活安全課少年係 警部補 | 田中 正夫 | |

愛西市青少年問題協議会条例

平成17年4月1日

条例第91号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、愛西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、任期は2年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第4条 協議会に副会長1人を置くことができる。

2 副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が任命する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項について学識経験がある者のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

令和 3 年度 事業計画（案）

第 1 活動方針

次代を担う青少年が、社会の変化に主体的に対応できるよう活力に満ち、心身ともに健やかに成長することを願って、愛西市青少年問題協議会は各種の啓発活動等を展開している。

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識をすべての市民が持ち、担うべき役割を主体的に引き受ける雰囲気を作り出すことが重要であり、青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、市民がそれぞれの立場で支援していくことが必要である。

しかし、青少年をとりまく環境は、いじめの問題の深刻化、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの子どもが被害者となる事件が相次いで発生しているほか、スマートフォンの普及による違法・有害な情報の氾濫、ニートやひきこもりなどの社会的自立の遅れ、子どもの貧困など多種多様になっており、それらの犯罪から彼らを守ることが課題となっている。

このような状況に対応するため、愛西市青少年問題協議会は、青少年の健全育成という共通の目的のもと、啓発やパトロール活動と連動させながら、情報を通して関係機関・団体と連携・協力し、活性化を図ることとする。

令和 3 年度においても、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、次の 3 点を重点方針として市民と手を携えて青少年育成活動を展開する。

重点方針

1. 県青少年育成県民運動との協働
2. 県青少年育成県民会議が開催する各種研修や会議等への参加
3. 家庭教育推進事業との連携

第2 事業計画

愛西市青少年問題協議会は、活動方針にのっとり、次の事業により青少年育成運動を展開する。

1 県民運動推進事業

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動の実施（強調期間：年2回実施）

①夏期 強調期間 7月1日～8月31日

②冬期 強調期間 12月20日～1月10日

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

事業内容

ア 非行・被害防止啓発資材の配布

イ 有害図書類の回収

ウ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

エ 「青少年の非行・被害防止に取り組む全国強調月間」への参加・協力

カ 薬物乱用防止運動への協力

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬・覚せい剤禍撲滅運動への参加・協力

(2) 青少年によい本をすすめる県民運動の実施

強調月間 10月1日～10月31日

スローガン 「育てよう 豊かな心 読書から」

事業内容

ア 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

(3) 子ども・若者育成支援県民運動の実施

強調月間 11月1日～11月30日

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

事業内容

ア リーフレット等啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

ウ 国の「子ども・若者育成支援強調月間」への参加・協力

(4) 「家庭の日」県民運動の実施

強調月間 2月1日～2月28日

スローガン「親と子の 対話がつくる よい家庭」

事業内容

ア ポスター・リーフレット等、啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）



2 市推進事業

(1) 広報紙等による啓発

ア 青少年非行・被害防止運動などに関連した記事の掲載

イ 文化会館・公民館事業の入場整理券及びチラシ等に「毎月第3日曜日は『家庭の日』」及び青少年非行・被害防止運動関係のスローガンの掲載

(2) 青少年健全育成に係る各種研修や会議等への参加

(3) 家庭教育推進連絡協議会が開催する社会教育講演会への参加

実施日 11月13日（土）午後1時30分から

場 所 文化会館 ホール

講 師 NHK 気象予報士 寺尾 直樹 氏

演 題 気象を知って生活力 UP！

(4) 有害図書類の回収

名鉄佐屋駅・日比野駅・町方駅・湊高駅・勝幡駅・藤浪駅・JR永和駅、市内7駅に設置済の「有害図書類回収箱」より回収 ※資料3参照

(5) 青少年パトロール

実施日 12月23日（木）15時から16時を予定

場 所 藤浪駅を予定

※詳細については決まり次第ご連絡いたします。

令和2年度 有害図書回収記録

| 駅名 月 日 | 佐屋 | | 日比野 | | 永和 | | 湊高 | | 町方 | | 勝幡 | | 藤浪 | | 合計 | |
|-----------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV等 |
| R2.4.14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 17 | 1 | 1 | 5 | 11 | 34 | 32 | 40 |
| R2.5.19 | 2 | 16 | 0 | 0 | 28 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 13 | 3 | 0 | 37 | 29 |
| R2.7.14 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 | 1 | 1 | 1 | 3 | 14 | 14 | 20 |
| R2.9.29 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 | 14 | 0 | 4 | 0 | 0 | 12 | 0 | 7 | 29 | 31 | 59 |
| R2.11.24 | 1 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 | 15 | 0 | 11 | 1 | 23 | 11 | 54 |
| R3.1.25 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 20 | 0 | 2 | 19 | 12 | 7 | 5 | 2 | 23 | 32 | 65 |
| R3.3.16 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 | 4 | 10 | 5 |
| | 6 | 35 | 3 | 0 | 52 | 39 | 1 | 6 | 50 | 30 | 24 | 35 | 31 | 127 | 167 | 272 |

令和元年度以前

| 駅名 月 日 | 佐屋 | | 日比野 | | 永和 | | 湊高 | | 町方 | | 勝幡 | | 藤浪 | | 合計 | |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV | 図書 | AV |
| 平成22年度 | 159 | 29 | 33 | 57 | 260 | 46 | 107 | 27 | 124 | 95 | 73 | 1 | 59 | 78 | 815 | 333 |
| 平成23年度 | 74 | 24 | 35 | 10 | 111 | 39 | 57 | 15 | 76 | 8 | 71 | 23 | 170 | 130 | 594 | 249 |
| 平成24年度 | 103 | 28 | 29 | 2 | 111 | 145 | 150 | 1 | 32 | 7 | 63 | 32 | 97 | 195 | 585 | 410 |
| 平成25年度 | 107 | 75 | 40 | 0 | 108 | 89 | 117 | 50 | 39 | 17 | 72 | 32 | 153 | 135 | 636 | 398 |
| 平成26年度 | 102 | 32 | 40 | 11 | 93 | 29 | 21 | 1 | 70 | 24 | 46 | 11 | 213 | 383 | 585 | 491 |
| 平成27年度 | 37 | 29 | 16 | 3 | 124 | 30 | 55 | 3 | 72 | 28 | 42 | 16 | 147 | 123 | 493 | 232 |
| 平成28年度 | 110 | 47 | 42 | 19 | 54 | 18 | 3 | 0 | 37 | 87 | 69 | 16 | 203 | 222 | 518 | 409 |
| 平成29年度 | 71 | 28 | 35 | 2 | 63 | 53 | 4 | 221 | 25 | 64 | 81 | 44 | 228 | 152 | 507 | 564 |
| 平成30年度 | 18 | 12 | 69 | 20 | 44 | 114 | 40 | 37 | 16 | 29 | 130 | 187 | 100 | 195 | 417 | 594 |
| 令和元年度 | 34 | 46 | 69 | 11 | 83 | 42 | 0 | 1 | 31 | 11 | 73 | 171 | 83 | 432 | 373 | 714 |